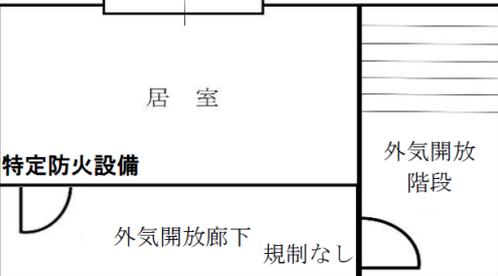
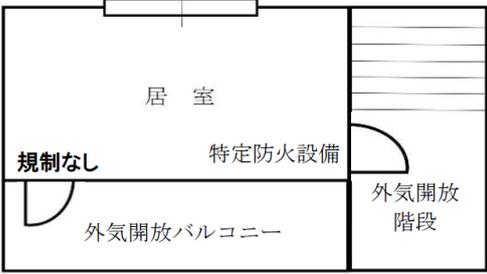
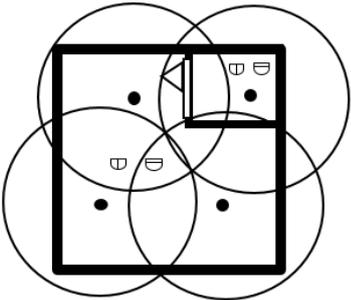


No.	質疑	回答
1	<p>(1)～(3)の開口部は消防法施行規則(以下「規則」という。)第13条等の各規定※に定める開口部に係る規制の対象となるか。</p> <p>※規則第13条等の各規定 規則第12条の2 第1項第1号ニ、第2号ニ 規則第13条 第1項第1号ニ、第1号の2ニ 第2項第1号ハ(第2号で準用する場合を含む。) 第3項第12号ロ</p> <p>(1) 屋内の部分と直接外気に開放されている階段を区画する部分の開口部</p>  <p>(2) 屋内の部分と直接外気に開放されている廊下を区画する部分の開口部</p> 	<p>(1) お見込みのとおり。</p>  <p>(防火設備の種別は各規定による)</p> <p>(2) お見込みのとおり。</p>  <p>(防火設備の種別は各規定による)</p>

	<p>(3) 屋内の部分と直接外気に開放されているバルコニーを区画する部分の開口部</p> 	<p>(3) 規制の対象としない。</p> 
2	<p>母子保健法第17条の2第1項各号に規定する産後ケアは、その事業形態により短期入所、通所又は居宅訪問において行われるが、産後ケアのために宿泊させる施設の用途は消防法施行令（以下「政令」という。）別表第一の用途のいずれに該当するか。</p>	<p>病院、診療所又は助産所以外の施設における短期入所事業での産後ケア事業においては、母子保健法施行規則第7条の4第4号イ（3）に基づき「乳児の保育を行う部屋」の設置を要しているため、当該施設が業として乳児を一時的に預かり、又は乳児に保育を提供すると認められる場合は、当該施設は政令別表第一（6）項ハ(3)と取り扱う。</p> <p>短期入所事業以外の通所、又は居宅訪問の事業形態における施設等は、当該施設等の実態に応じた用途区分とされたい。</p>
3	<p>令和6年3月21日付5予第2209号「個人の住居の用に供される部分における厨房設備に附属する天蓋と可燃性の部分との離隔距離の特例について（通知）」内の別記、2に関し、天蓋内に施工されるコンセント等の可燃物についても、天蓋と直接接しない場合は特例を適用することができるか。（写真参照）</p>	<p>お見込みのとおり。</p> 

4	<p>特定不燃材料に関しては、火災予防条例（以下「条例」という。）第3条第1項第1号で定義されており、その他、認められるものとして令和5年11月24日付5予予第1130号、別記2、No.3で示された。これに関連し、国土交通大臣の認定を受けた不燃材料は特定不燃材料と認めてよいか。</p>	<p>認められない。</p> <p>不燃材料は、建基法第2条第1項第9号及び建基法施行令第108条の2によって定義されている。</p> <p>一方で、条例で定義されている特定不燃材料は、長時間の火気の使用に対しても出火しないことが要求されることから、建築基準法令の不燃材料のうち、特定のものとして明確に区別している。</p>
5	<p>令和6年3月21日付5予予第2209号「個人の住居の用に供される部分における厨房設備に附属する天蓋と可燃性の部分との離隔距離の特例について（通知）」内の別記、3及び4、(2)に関連し、予防事務審査・検査基準Ⅱ第3章第2節第2厨房設備、2、(4)、イ、(イ)、a、(e)の天蓋と可燃性の部分との離隔距離を緩和する特定不燃材料について、国土交通大臣の認定を受けた不燃材料を使用することはできるか。</p>	<p>令和6年3月21日付5予予第2209号「個人の住居の用に供される部分における厨房設備に附属する天蓋と可燃性の部分との離隔距離の特例について（通知）」内の別記、2、(2)特例要件をすべて満たす場合は、<u>条例第22条の2を適用し</u>、予防事務審査・検査基準Ⅱ第3章第2節第2厨房設備、2、(4)、イ、(イ)、a、(e)で示す特定不燃材料及びその厚みに替えて、国土交通大臣の認定を受けた不燃材料及びその厚みのものを使用できるものとする。</p>
6	<p>例として、給食室等で回転釜（厨房設備）を使用する際、隣室等に設置されたボイラーから蒸気を引き込み、回転釜の熱源として使用する場合、厨房設備として規制するか。</p>	<p>「蒸気」を熱源としたものについても規制する。</p> <p>この場合、入力<small>の算出</small>については、ボイラー及び回転それぞれを一の火気設備として算出すること。ただし、ボイラー及び回転釜が同一の室にある場合は、ボイラーのみの入力とする。</p>
7	<p>弁当箱内で炭ペレットを用いて肉を焼く弁当や、生石灰と水との反応熱を利用し食材を温める弁当があるが、これらは条例第18条から第21条で定める「火気器具」としての規制を受けるか。</p>	<p>規制は受けない。</p> <p>ガストーチバーナーや加熱式たばこのように手で持ち扱うものについては、「火気器具」としての規制を受けない。</p> <p>なお、「火気器具」とは定置を前提として使用する機器で、使用用途上、固定設置を要さないものをいう。</p>
8	<p>条例第55条の2の2の防災センターの設置義務がなく、規則第12条第1項</p>	<p>規則第12条第1項第8号は、24時間防災センター等に人の常駐を義務付ける</p>

	<p>第8号の総合操作盤のみが設置義務となる場合、同号に規定する「防災センター等」に24時間人を常駐させることは、法令上必要となるか。</p>	<p>ものではなく、<u>常時、総合操作盤を監視、操作ができる体制を確保することで足りる</u>ものであること。「総合操作盤を監視、操作ができる体制」としては、火災時等に防火対象物内の関係者が駆けつけられる体制が確保されていることや、夜間等で防火対象物が無人になる場合にあっては、機械警備等により火災時に人が駆けつけられる体制が確保されていること等が考えられる。</p>
9	<p>閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち、標準型スプリンクラーヘッド（小区画型ヘッドを除く。）（以下「ヘッド」という。）は、床面等の全ての範囲に直接散水されるように配置しなければならないか。</p>	<p>スプリンクラー設備は、<u>消火又は延焼拡大の防止を主目的</u>とするとされており、床面等へ直接散水することだけを目的としているわけではない。</p> <p>ヘッドは、<u>政令第12条第2項第2号及び規則第13条の2の基準</u>（以下「ヘッドの設置基準」という。）に基づき配置することで、<u>法令上は満足する</u>。</p> <p>そのため、ヘッドの設置基準には適合するものの、直接床面に散水されない部分が生じた際、当該床面に直接散水できるヘッドの増設等を求める事は<u>行政指導</u>となるので留意すること。</p> <p>行政指導の際は、具体的な指導理由を示すなど、関係者との相互理解を図られたい。</p> <p>なお、予防事務審査・検査基準Ⅱ第4章第2節第4スプリンクラー設備、Ⅰに記載されているヘッドの配置に係る事項について、今後、法令基準と行政指導基準を明確に示す予定である。</p>
10	<p>ヘッドの配置に際し、厨房設備の天蓋は、規則第13条の2第4項第1号イに規定する「はり等」に該当するか。</p>	<p>厨房設備の天蓋は、<u>「はり等」には該当しない</u>。</p> <p>なお、調理時の熱によりヘッドが誤作動する恐れがあること、油火災の場合は散水により油が飛び散る恐れがあることから</p>

		<p>天蓋内にヘッドを配置しないこと。</p> <p>天蓋部分を政令第12条第2項第2号イの水平距離で包含できない場合は、政令第32条又は条例第47条の規定を適用し、フード等用簡易自動消火装置により有効に警戒することを指導すること。(予防事務審査・検査基準Ⅱ第4章第2節第4スプリンクラー設備、Ⅰ、1、(4)、イ、(キ))</p>
11	<p>政令第28条の2第3項において、送水口を附置したスプリンクラー設備を、政令第12条の技術上の基準により設置したときは、その有効範囲内の部分について連結散水設備を設置しないことができるが、規則第13条第3項各号のいずれかに該当し、スプリンクラーヘッドを設置していない部分は、補助散水栓で警戒することにより、当該部分もスプリンクラー設備の有効範囲内の部分として認められるか。</p>	<p>認められない。</p> <p><u>スプリンクラー設備の有効範囲内の部分とは、政令第12条第2項第2号に規定する水平距離の範囲でスプリンクラーヘッドが設置された部分</u>である。</p> <p>※参考質疑：予防事務質疑応答集第2編、第16章、2連結散水設備、(2)技術基準、問2及び問3</p> <p>政令第11条第4項による屋内消火栓設備の代替のみ、補助散水栓で警戒する範囲もスプリンクラー設備の有効範囲の部分となる。</p>
12	<p>パッケージ型自動消火設備の同時放射区域は、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件(平成16年消防庁告示第13号)」第4第1号により、壁、床、天井、戸(ふすま、障子その他これらに類するものを除く。)等で区画されている居室、倉庫等の部分ごとに設定することとされているが、居室内に付随する収納設備(押入れ、クローゼット、物入れ等)は、居室の一部として、居室と同一の同時放射区域として扱ってよいか。</p>	<p>同一の同時放射区域として扱ってよい。</p> <p>例</p>  <div data-bbox="865 1662 1385 1832" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>凡例</p> <p>□ : 居室 ◻ : 収納設備</p> <p>⊠ ⊡ : 感知部 ● : 放出口</p> </div> <p>上図において、収納設備も含め、全ての部分を同時放射区域とする。</p>